

岩手県告示第190号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示  
 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の3の規定</u>により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の6の罪を犯した疑い</u>により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で、<u>極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(県営建設工事請負契約予定人選定要綱の廃止)</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>(競争入札審議会の特例)</u></p> <p>5 <u>競争入札審議会は、第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、総務室入札課長（総務室入札課長に事故があるときは、総務室長が指名する者）が主宰し、総務室長がその都度指名する者5人以上が出席して行う。</u></p> <p><u>(地方競争入札審議会の特例)</u></p> <p>6 <u>沿岸広域振興局及び県北広域振興局（二戸地域振興センターを除く。）における地方競争入札審議会は、第15条の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、当該広域振興局の経営企画部入札課長等（経営企画部入札課長等に事故があるときは、経営企画部長等が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、当該広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから当該広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する者4人以上が出席して行う。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。